

行政通知の読み方・使い方

① 「コンビニ交付サービス」の導入検討について（依頼）

平成27年2月23日総行住第18号 各都道府県社会保障・
税番号制度担当部長、住民基本台帳ネットワークシステム
担当部長宛 総務省自治行政局住民制度課長通知

解説・上仮屋 尚（総務省自治行政局住民制度課
企画官）

1 「コンビニ交付サービス」の魅力と現状

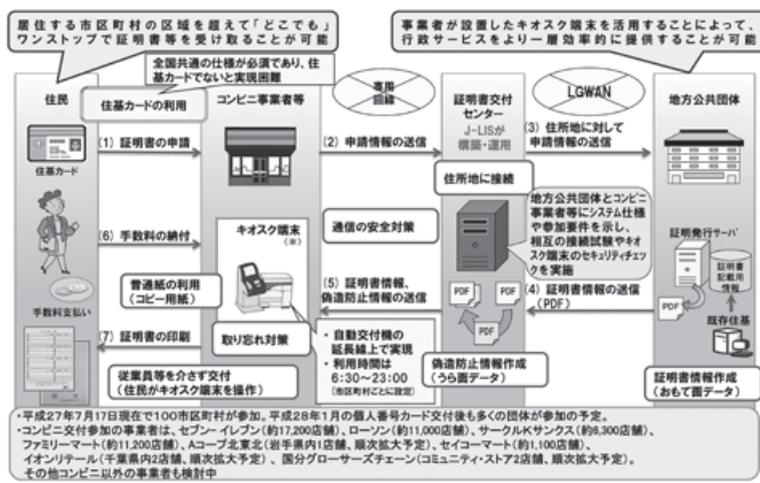
① その魅力〜「いつでも」「どこでも」各種証明書が取れる

コンビニ交付サービスは、「いつでも」（早朝（6時30分）から深夜（23時）まで、土日祝日も）、「どこでも」（全国の約4万7000店舗で）、住民票の写し等の各種証明書が取得できるサービスです。住民の利便性（満足度）を向上させることはもとより、各種証明書の交付に係る行政のコストの削減にも寄与するものです。

その仕組みのイメージは、資料1のとおり

です。住民の方は、最寄りのコンビニ等において、設置されているキオスク端末の画面の案内に従い、住民基本台帳カードをタッチ、暗証番号を入力し、欲しい証明書の種類や部数等を入力します。入力した申請情報は、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に設置されている証明書交付センターに送られ、センターのコンピュータでは、住民の住所地市町村を判別して、その申請情報を送信します。住所地市町村では、証明書をPDF化して保存する証明書発行サーバを用意しており、証明書発行サーバから、求めのあった住民の申請書をJ-LISのセンターへ送信します。センターは、受け取った証明書を、住民の待つコンビニ等の店舗に送ります。そ

資料1 コンビニ交付のイメージ



の際、証明書の裏面に偽造防止情報の付加も
行います。

この連載では、自治体法務にかかわる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

資料2 市区町村の参加状況



(2) その普及状況は、現在、1000団体がサービスを導入し、約2000万人がサービスを享受できる

コンビニ交付サービスは、平成22年2月に開始されました。当初、参加コンビニはセブンイレブンのみでしたが、平成25年には他の大手コンビニ3社の参加が実現し、証明書を取得できる店舗が大幅に増加し、その後も着実に増加しています。これに伴い、サービス

を導入する市町村が急速に増加しており、平成27年7月現在で、1000団体となっています(資料2)。その住民の合計は約2000万人であり、国民の約16%が、コンビニ交付サービスを享受できる状況となっています。

2 「個人番号カード」を利用する
「コンビニ交付サービス」の優れた点

(1) 「個人番号カード」は、多くの国民が取得することが期待できる

現在のコンビニ交付サービスを利用するためには、住民基本台帳カードの取得が必要です。平成28年1月以降、個人番号カードの交付が開始されますが、これをコンビニ交付サービスの利用手段とすることが可能です。次の2点に照らすと、個人番号カードは、多くの国民が取得することが期待できます。

① その申請・交付に国民に取得いただくための工夫が満載

個人番号カードの申請・交付は、資料3の下のとおりです。10月以降、マイナンバーの通知とともに、氏名、住所等をプレ印刷した「個人番号カード交付申請書」が全国民に郵送されます。これに署名又は記名押印し、写真を添付して、同封の封筒に入れて投函す

資料3 個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表紙(書)

○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面(書)

○ うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。

ICチップ内のAP構成

電子住民票を格納する。

ICチップ読み取り機

市町村等が用意した独自のアプリを利用する。

申請・交付

H27年10月	H27年10月～12月	H28年1月～
マイナンバーの付番	マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。	各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

○ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、送付いただくだけで申請完了。

○ スマートフォン等で写真を取り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

○ 交付手数料については無料。

○ 国民の発行は交付時の1回のみで済むこととする。

○ 申請時に発行する方式や、企業において交付申請をとりまめる方式など、多様な交付方法を用意する。

れば(切手は不要)、申請完了です。このほか、スマートフォンによる申請、自宅のパソコンからの申請、またほかの証明写真機からの申請も可能です。加えて、その交付手数料を無料とします。このように、多くの国民に取得していただくための工夫を凝らしています。

② その魅力は多様なメリットが満載

個人番号カードは、単に、番号確認、本人確認だけのツールではありません。資料4の

資料4 個人番号カードのメリット

とおり、多様なメリットが満載です。多目的カードとしての活用としては、市町村において、印鑑登録証や図書館カード等として活用することが可能です。また、国においては、平成28年1月から、国家公務員身分証として活用することが予定されるとともに、平成29年7月以降早期に、健康保険証としての利用を可能とすることが予定されています⁽³⁾。

資料5 公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現について

現行の仕組みとの比較

本人認証の仕組み	条例制定の要否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード
条例利用方式(カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び条例利用システムを構築	利用者ID及び暗証番号	個人番号カードだけでなく、住基カードでも利用可
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の有効性検証	個人番号カードのみ利用可

市区町村におけるメリット

- ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が軽減される。
- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
- コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

利用者におけるメリット

- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
- 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

「(2)市町村は、「コンビニ交付サービス」を、より安価かつ容易に導入することが可能になること(資料5)」

現在、住民基本台帳カードを活用して展開されているコンビニ交付サービスは、「①カードの空き領域にコンビニ交付サービスのためのカードアプリを入れて活用する方式」です。カードアプリにはカード所有者固有の整理番号を格納し、当該整理番号を、申請者識別の

ためのキーとして活用する方法です。

個人番号カードでは、①の方式に加えて、「②公的個人認証サービスを活用する方式」が新たに可能となります。①における整理番号を、個人番号カードに格納される電子証明書の発行番号に置き換える方式です。②の方式は、①の方式に比べ、市町村においては導入に係るコストや事務負担が少なくて済み、加えて、①の方式の場合、必要とされているカード独自利用条例の制定が不要となります。また、住民にとっても、あらかじめコンビニ交付サービスのためのカードアプリを個人番号カードに搭載してもらいうために来庁する負担がなくなります。

3 「個人番号カード」導入を契機に、大きく普及拡大する「コンビニ交付サービス」

「(1)アンケート調査の結果」
「サービスを利用できる者は約2000万人から約1.1億人に大幅増の見込み」

コンビニ交付サービスの導入予定団体については、平成26年度末に、J-LLISにおいて全市区町村に対し、アンケート調査を実施しました(資料6の左側)。その結果、導入

済み・導入予定団体は、個人番号カード導入当初約1年となる平成28年度中に、現在の実施団体の約3倍となる308団体に増加し、その人口を合計すると、約6000万人がサービスを利用できることとなる予定です。また、時期未定を含めると、導入済み・導入予定団体は、800団体に増加し、その人口を合計すると、約1.1億人がサービスを利用できることとなる見込みです。

現在、約2000万人であるものが、約1.1億人に大幅に増加する要因としては、2(1)で述べたように、個人番号カードは、多くの国民が取得することが予想されることや、2(2)で述べたように、「公的個人認証サービスを活用する方式」により、市町村がコンビニ交付サービスを、より安価かつ容易に導入することが可能になること、更には、個人番号カードの導入を契機に、これを活用しようとする市町村の積極的な姿勢などがあると考えられます。

(2) 政府の方針

各種計画に重要政策として位置づけ

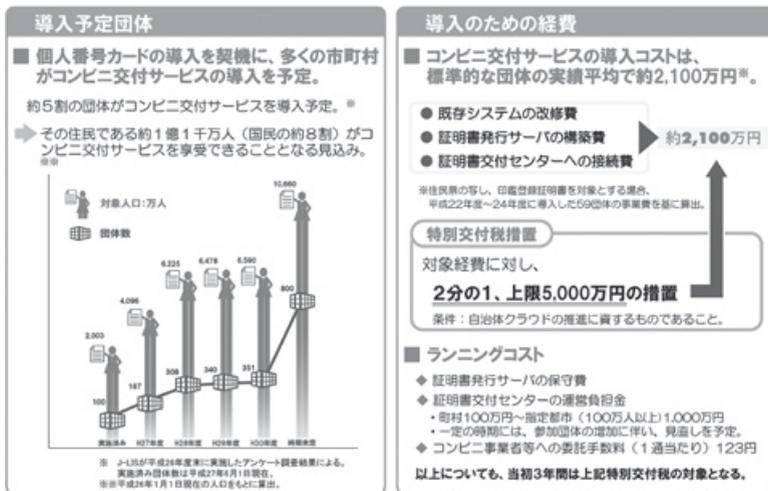
コンビニ交付サービスの普及拡大については、最近策定又は改定された政府の各種計画においても盛り込まれ、国・地方挙げて取り組むこととされています。

すなわち、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)及び「世界最先端IT国家創造宣言工程表」(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部改定決定)においては、「コンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人をを超えることを目指す」旨が盛り込まれました。

また、政府のeガバメント閣僚会議の下に、ワーキンググループとして開催される「国・地方IT化・BPR推進チーム」が、平成27年6月29日に「第一次報告書」を取りまとめました。その中では、コンビニ交付サービスについて、他の計画と同様の記載に加えて、「これにより、住民における証明書の取得に要する時間など、社会的コストを削減するとともに、土日祝日を含め早朝から夜まで(6:30~23:00)の取得を可能にし、利便性を高める。加えて、市区町村における証明書の交付に要する行政コストを削減し、行政サービスの重点化や新たな行政需要への対応を図る」と記載されています。

これらの計画に基づき、国・地方が連携して積極的に取り組む、コンビニ交付サービスの普及拡大を実現させることが期待されることとされています。

資料6 「コンビニ交付サービス」の導入について



(3) 国の財政支援

特別交付税により導入・運用コストとも支援

なお、コンビニ交付の普及拡大を推進するため、国は特別交付税措置を用意しています。詳細は、資料6の右側を御参照ください。

注

(1) 12月29日から1月3日までを除く。

(2) 個人番号カードは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第2条第7項に定義がおかれ、同法第17条にその交付等について規定されている。個人番号カードは、番号制度において不可欠となる正確な番号確認、本人確認のためのツールとして導入されるものであり、その様式は、資料3の上段のとおりである。おもて面で本人確認が、うらなで番号確認ができる。また、ICチップに真正な券面情報を格納し、券面に改ざんの疑義がある場合に確認することができるのみならず、ICチップに電子証明書を格納し、非対面での厳格な本人確認も可能である。

(3) 「世界最先端IT国家創造宣言工程表」(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部改定決定)4(1)中、「○個人番号カードの普及・利活用の促進」において記載されている。

(4) コンビニ交付サービスの導入を検討する市区町村におかれては、その御参考としていたたくことを目的として筆者が著した「コンビニ交付サービス」導入するなら「今」ではないでしょうか。(住民行政の窓(日本加除出版株式会社)平成27(2015)年3月号)を御参照いただければ幸いです。

通知

「コンビニ交付サービス」の導入検討について(依頼)

平成27年2月23日総行住第18号 各都道府県社会保障・税番号制度担当部長、住民基本台帳ネットワークシステム担当部長宛 総務省自治行政局住民制度課長通知

住民が住民基本台帳カードを用いてコンビニエンスストア等のキオスク端末等を経由し、市区町村から住民票の写し及び印鑑登録証明書その他の各種証明書に係るデータを取り寄せ、キオスク端末等で印刷された当該証明書を入手できるサービス(以下「コンビニ交付サービス」という。)につきましては、平成22年2月の開始以来、導入する市区町村が順次拡大しております。コンビニ交付サービスは、平成28年1月から開始される個人番号カードを用いて行う場合には、これまでの「カードのICチップの空き領域を活用する方式」に加え、新たに「公的個人認証サービスを活用する方式」の採用が可能となり、より容易に導入することが可能となるものであり、個人番号カードの導入を契機に、導入する市区町村が更に大きく拡大する見込みとなっております。

個人番号カード(これに搭載される電子証明書を含む。)は、個人番号の確認や本人確認のための公的個人証明書として活用できることはもとより、市区町村等や国における多目的カードとしての活用や、各種行政手続のオンライン申請の手段としての活用も可能であり、各種民間のオンライン取引・口座開設の手段としても、今後、活用されていく予定です。

また、個人番号カードの申請手続については、10月以降の通知カードの全国民に対する郵送の際に、「個人番号カード交付申請書」を同封し、写真添付と署名又は記名押印の上、返信いただくだけで申請完了とするほか、スマートフォンでの申請も可能とするなど、申請しやすいものとなります。加えて、その交付手数料は、無料とします(去る1月14日に閣議決定された平成25年度政府予算(案)において、無料交付のための予算を措置)。このため、個人番号カードは、多くの国民に取得いただけることが予想されるところであり、市区町村においては、その行政サービスにおいて、住民の利便性(満足度)を向上させ、かつ、行政のコストを削減するため、個人番号カードを積極的に活用することが期待されます。

については、個人番号カードの活用の一環として、大きなメリットを小さなコストで実現できるコンビニ交付サービスの導入について、積極的に検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、コンビニ交付サービスの導入のための経費につきましては、既存システムの改修費等の対象経費に対し、2分の1、上限5000万円の特例交付税措置があり、当初3年間の運営費についても措置の対象となりますので、積極的に活用ください。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

2

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について

平成27年4月10日総務省第88号 各都道府
県知事、各指定都市市長宛 総務省自治財
政局長通知

解説・野口 洋隆
(総務省自治財政局財務調査課
企画係長)

国を挙げて人口減少克服・地方創生に取り
組む中で、将来の地域社会・経済の担い手と
なる若者の地方定着を促進することは、極め
て重要な課題である。

と協定を締結して雇用創出・若者定着を図る
地方公共団体に対する特別交付税措置を講じ
ることとした。

とりわけ、地方からの人口流出は、「大学
等進学时」と「卒業後の最初の就職時」の2
つの時点において顕著であることから、地方
の人口減少を克服していくためには、大学進
学时・就職時の学生に直接働きかけることや、
卒業後に地方に定住して働くことのできる雇
用を創出することが重要である。そこで総務
省では、各地方公共団体に対して、地方大学
を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取
り組むよう要請し、「地方大学を活用した雇
用創出・若者定着の取組の促進について」(平
成27年1月23日付総務省第13号総務大臣通
知)、その取組を促進するため、①奨学金を
活用して大学生等の地方定着を図る地方公共
団体に対する特別交付税措置及び②地方大学

これらの取組の促進については、いずれも
平成27年4月にその要綱を示したところであ
るが、本稿では、このうち、前者①「奨学
金を活用した大学生等の地方定着促進要綱に
ついて」(平成27年4月10日付総務省第88号
総務省自治財政局長通知)について、概要
及び留意点を解説することとした。
なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見
である。

服していくためには、「大学等進学时」と「卒
業後最初の就職時」の2つの時点に焦点を当
て、より多くの若者が
・地方大学への進学
・地元企業への就職
・都市部の大学から地方企業への就職
を選択するよう、地方公共団体と大学等が連
携して重点的に取り組むことが求められる。
その1つの方法論として、地方公共団体と地
元産業界が協力し、地元就職する学生の奨
学金返還を支援することが有効と考えられる
ことから、今般、総務省と文部科学省が連携
して、地方公共団体の取組を促進するもので
ある。

地方創生・地方の自立のためには、特に、
地域課題の解決に資する人材や地方経済を支
える産業を担う人材の確保が不可欠である。
そのため、今般の施策目的は、単に地元就職
する者一般を対象にするのではなく、「地
域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を
担うリーダー的人材」を確保することに主眼
を置いていることに、十分留意していただき
たい。

1 施策の趣旨

冒頭に述べたとおり、地方の人口減少を克

2 取組の概要

取組の概要(スキーム)は、原則として次

のとおりとしている。

① 地方公共団体と地元産業界が、地元産業界に必要となる人材に係る資格等を決定。その上で、地方公共団体を中心となり基金を設置

② 地方公共団体が、支援対象者となり得る学生を日本学生支援機構へ推薦

③ 日本学生支援機構が、当該学生に対して、優遇措置（地方創生枠への採用）を講じた上で奨学金を貸し付け

④ 当該学生が、地元企業に就職した場合に、前記基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を免除

詳細は次項「3 対象」を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとし、地域の実情に応じて柔軟に制度設計することを可能としている。例えば、奨学金の返還免除の要件について、地元企業での勤務年数が一定以上の場合には全部免除、それ未満の場合には年数に応じて一部免除、といった定め方をすることが考えられる。

日本学生支援機構の奨学金の「地方創生枠」は、今年度から、地方大学等に進学する学生や特定分野の学位を取得しようとする学生のために設けられた特別枠である。無利子奨学金の貸与基準を満たす者を優先的に採用する

こととされており、対象者には、新たに大学等に進学する者のほか、在学生（2年生以上）も含まれている。また、推薦人数は、1都道府県当たり（市区町村分も含めて）各年度上限100名とされている。

3 対象

以下の（1）～（3）の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、特別交付税措置を講じることとしている。

（1）支援対象者

地方公共団体と地元産業界等が協議を行うなど、地域の実情に応じて、支援対象者の要件を決定することとされた。

例えば、「地方経済の牽引役となる産業や、戦略的に振興する産業に関わる分野の学位や資格の取得」や「当該分野に係る地元企業への就職」、「成績」、あるいは「卒業後の就業地域、就業期間」などを定めることが考えられる。

繰り返しになるが、一般の施策目的は、将来にわたって地域の産業・経済の発展を支え、リードすることが期待される高度な人材を確保することにある。したがって、支援対象者の要件を定めるに当たっては、「どの産業分

野も等しく伸ばすことが地域にとって大切」とか、「資格や学位の有無などよりも地元で長く残ってくれるかどうかが大事」といった考え方ではなく、地域経済にとって真に中核となり、将来にわたって付加価値を生み出していく専門知識や資質を有する人材を厳選して、支援の対象とするよう努めていただきたい（もとより、各地方公共団体において、地元雇用を増やすための幅広い支援制度を講じること否定するものではないが、特別交付税により、国を挙げて支援の対象とするのは、前述のように特に高度な人材の確保である、という点にご留意いただきたい）。

なお、要件を定めた場合には、書面で記すものとしている。

また、公務員として就職する者は、一般の特別交付税措置の対象としないものとしている。

（2）基金の内容

① 地方公共団体や地元産業界等が出捐し、基金を設置すること。

負担割合は、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとしており、極端なケースとしては、地方公共団体が全額出捐して、基金を設置することも妨げられるものではない。ただし、支援対象者の要件を地方公共団体と地元産業界

が協議して定めることを想定していることに鑑みれば、基金の設置に際しても、地元産業界の積極的な協力が期待される場所である。

また、複数の地方公共団体による基金への出捐は差し支えないものとしている。例えば、県内の複数の市町村が、一定の割合を定めて出捐し、一の基金を設置することも可能である。

② 基金の形態は「取り崩し型」とすること。「果実運用型」とした場合には、出捐額は最終的に費消されずに出捐者に戻ってくるため、特別交付税により措置する意義がないためである。

ただし、地元産業界等の出捐分については、「果実運用型」としても差し支えない。

(3) 地方版総合戦略への位置づけ

各地方公共団体による取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略（地方版総合戦略）に位置づけられたものであることが必要である。

今般の施策の目的が「人口減少克服・地方創生」にあることから、必然的に、現在各地方公共団体において策定中の地方版総合戦略の一環として取り組むことが求められるもの

である。

4 その他取組推進に当たっての留意事項

(1) 市区町村が本取組を実施する場合の留意点

県内の複数の市町村が、それぞれ本取組を実施する場合、支援対象者が重複するおそれがあることから、都道府県と十分調整を図ることが必要である。前述のとおり、日本学生支援機構の地方創生枠の奨学金は、市区町村分を含めた都道府県単位で上限人数が設定されている（1都道府県当たり各年度100名）ことにも留意していただきたい。

併せて、当該都道府県における地方版総合戦略との整合性を図ることも必要である。

(2) 日本学生支援機構の奨学金との関係

地方公共団体から日本学生支援機構への支援対象者の推薦、地方創生枠の要件や手続き等については、別途文部科学省から発出されている通知（「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について」（平成27年4月10日付27文科高第94号文部科学省高等教育局長

通知）に記載されているため、参照していただきたい。

(3) 要件の写しの送付

都道府県において、前記3（1）の「支援対象者」の要件を決定したときは、当該要件の写しを総務省に送付するものとしている。また、市町村において、同要件を決定したときは、都道府県を通じて、総務省に送付するものとしている。

5 特別交付税措置の内容

4月10日付自治財政局長通知では、「別紙」として、特別交付税措置の内容について、以下のとおり定めている。

(1) 対象経費

① 基金設置のために地方公共団体が出捐した額が対象となる。

複数の地方公共団体が共同して一の基金を設置すること等も対象とするため、基金造成のために他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額も対象とすることとしている。

② 地方公共団体が、当該年度の基金への出

捐総額の2分の1以上を出捐している場合は、出捐総額の2分の1の額を対象とする。

仮に、地元産業界等との協議等の結果、地方公共団体が2分の1を超えて（極端なケースでは、全額）出捐することとしたとしても、特別交付税措置の対象にはなるが、対象額は、2分の1を上限とする趣旨である。

③ 日本学生支援機構の無利子奨学金以外の奨学金の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。

ここで想定しているのは、地方公共団体自身が無利子奨学金制度を設けている場合等、地域の実情に応じた制度設計を可能にすることである。ただし、今般、特別に、日本学生支援機構において「地方創生枠」が新設された趣旨に鑑みれば、原則としては、日本学生支援機構の無利子奨学金を中心とした制度とすることが望ましい。

(2) 措置率

前記対象経費に措置率を乗じた額が、特別交付税措置額となるわけであるが、その措置率は0.5が基本である。

ただし、今回の施策は若者の人口流出に歯止めをかけることを目的としていることから、住民基本台帳移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県（当該

都道府県内の市区町村も同様）については、措置率を0.3とすることとしている。

また、限られた財源をより効率的に配分する観点から、地方公共団体の財政力に応じて補正を講じるものとしている。

(3) 措置上限額

1団体当たり1億円を上限とする。

ただし、(2)と同様、住民基本台帳移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県（当該都道府県内の市区町村も同様）については6000万円とすることとしている。

上限額の「1億円」は、日本学生支援機構の地方創生枠の上限人数（1都道府県当たり各年度100名）を前提にしつつ、学生1人に対する奨学金の貸付額（在学期間中トータル）を400万円と仮定すると、基金造成額は1年度当たり4億円と想定されることから設定したものである（4億円の2分の1の2億円が特別交付税措置の対象経費となり、これに措置率0.5を乗じれば、措置額は1億円になる）。

「1団体」とは、文字どおり「1地方公共団体」の意であり、県と県内の市町村がそれぞれ独自に本取組を実施する場合には、県・市・町・村それぞれについて、1億円が措置

上限額となる。ただし、4(1)でも述べたとおり、県内の複数の市町村がそれぞれ本取組を実施する場合、支援対象者が重複するおそれもあることから、都道府県と十分調整を図ることが必要であるし、また日本学生支援機構の地方創生枠の奨学金は、市区町村分を含めた1都道府県当たりで上限人数（100名）が設定されていることにも留意する必要がある。したがって、県と県内市町村がそれぞれ取組を実施する場合には、どの程度の規模の基金を、どのように出捐して造成するのか、支援対象者の要件をどのように設定するのか等を、地元産業界等を交えてよく検討しながら、取組を進めていただきたい。

*

各地方公共団体における本取組の実施の検討は、地方版総合戦略の策定と合わせて、今後本格化していくものと考えられる。

通知の中でも記載しているように、支援対象者の要件の設定等の詳細は、各地方公共団体が決定することができることとしているので、地域の実情に応じ、様々な工夫の上で、今般の施策を最大限活用していただきたい。

その際には、単に一時的な若者人口の確保だけでなく、地域産業の振興が図られ、地域経済が持続的に発展し、将来にわたって若者の定着と人口の維持・拡大につながるよう、

地元産業界等も含めた地域全体として、目指すべき将来像と取組の方向性を共有した上で、取組を進めていくことが求められよう。非常にスケールの大きな課題であるが、各地方公共団体において積極的に取組を進めていただくことを期待している。

通知

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について

（平成27年4月10日総財務第88号 各都道府県知事、各指定都市市長宛 総務省自治財務局長通知）

1 趣旨

地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、総務省と文部科学省で連携し、奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進を図る。

2 取組の概要（※詳細は下記「3 対象」を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとする。）

ア 地方公共団体と地元産業界が、地元産業界に必要となる人材に係る資格等を決定

その上で、地方公共団体が中心となり基金を設置

イ 地方公共団体が、支援対象となり得る学生を日本学生支援機構へ推薦

ウ 日本学生支援機構が、当該学生に対して、優遇措置を講じた上で貸付

エ 当該学生が、地元企業に就職した場合に、当該基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を免除

3 対象

以下の（1）～（3）の要件全てを満たす者に係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じる。

（1）支援対象者の要件

地方公共団体と地元産業界等が協議を行うなど、地域の実情に応じて、支援対象者の要件を決定。

（2）基金について

ア 地方公共団体や地元産業界等が出捐し基金を設置

イ 基金の設置場所（直営方式・財団方式等）は地方公共団体の判断

ウ 基金の形態は取り崩し型

エ（1）の要件を満たす支援対象者について、基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部を免除

（3）地方版総合戦略について

本取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第133号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略に位置づけられたものであることが必要。

【別紙：奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に係る特別交付税措置について】

（1）対象となる経費

設置された基金へ地方公共団体が出捐した額（基金造成のため、他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額を含む。）を対象とする。

ただし、地方公共団体が、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

また、日本学生支援機構の無利子奨学金以外の奨学金の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。

なお、果実運用型基金へ支出した額は、対象とならない。

（2）措置率

0.5（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県（当該都道府県内に位置する市区町村を含む。以下同じ。）については、措置率を0.3とする。また、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じる。）

（3）措置上限額

一 団体あたり1億円を上限とする。（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県については6000万円とする。）